

報道関係者 各位

令和8年8月6日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室 長 木村 博之

室長補佐 佐藤 満

TEL：025-288-3504

令和8年度新潟県最低賃金の改正決定について — 新潟地方最低賃金審議会答申 —

新潟地方最低賃金審議会（会長 長谷川雪子）は、令和8年8月5日、新潟県最低賃金の改正について審議した結果、新潟労働局（局長 黒部恭志）に対し、最低賃金額を時間額 1,108 円とするよう答申を行いました。

同審議会は、令和8年7月2日に新潟労働局長から「新潟県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、専門部会を設置して調査・審議を重ねてきました。その結果、現行の新潟県最低賃金である時間額 1,050 円から 58 円（5.5%）引き上げることが適当であるとの結論に至りました。

審議に当たっては、7月28日に中央最低賃金審議会から示された最低賃金改定の目安（答申）を参考とするとともに、地域の経済情勢や雇用環境、労働者の生活実態など諸般の事情を総合的に勘案し、慎重な検討が行われました。

今後、答申内容に対する異議申出等の手続を経た後、新潟県最低賃金の改正に向けた所要の手続が進められ、早ければ令和8年10月1日から適用される予定です。

【参考：新潟県最低賃金額及び対前年度上昇率、上昇額】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新潟県最低賃金 (時間額)	890 円	931 円	985 円	1,050 円	1,108 円
引上げ額	31 円	41 円	54 円	65 円	58 円
引上げ率	3.61%	4.60%	5.80%	6.60%	5.52%